



令和7年度社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会事業計画

基本方針

市町村社会福祉協議会は、昭和58年に社会福祉協議会が地域福祉を支援する活動団体と規定されました。平成12年には社会福祉法改正により、社会福祉協議会の目的として「地域福祉の推進を図ること」が規定され、今日に至っております。

この間、わが国においては、バブル経済の崩壊、リーマンショック、世界で引き起こされる紛争等による様々な影響や、今日に至っては、物価高騰、少子高齢社会による生産年齢人口の減少などを起因とした働き手不足など先行きが見えない不安な状況に至っており、生活困窮や孤立・孤独などの課題が顕在化されてきました。こうした中、全国社会福祉協議会は、社会福祉協議会活動の指針である基本要項を33年ぶりに改定しました。

本会におきましては、近年、複雑化、多様化する地域課題に対し、高齢者、障害者、子育て世代、生活困窮者ら様々な人たちの相談に寄り添い、地域で安心して暮らすことができるよう行政、民生委員児童委員協議会、市内社会福祉法人、福祉関係団体、ボランティア・市民活動

団体等との連携・協働していく必要があります。そのためにも本会の「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」の基本理念を念頭に、支会活動事業やボランティアセンター活動事業を軸とした地域福祉事業をさらに推進していきます。

全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉事業の推進を図るとともに岩倉市と共同事務局として第3期岩倉市地域福祉計画並びに地域福祉活動計画の推進に努めます。

阪神淡路大震災から30年が経ち、これまでに東日本大震災、能登半島地震、豪雨災害などの自然災害が発生しており、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震による大規模災害への備えや対応の整備が急務になっています。

災害時の事業継続計画を実行性のあるものとすべく、教育・訓練を実施し、事業が継続可能となるよう体制づくりに努めます。災害後には、復興支援となる災害ボランティアセンターについても平時から岩倉市をはじめとする関連機関と連携を図り、対応できるよう努めます。

また、介護事業については、令和6年には過去最高の倒産件数となり、職員の高齢



化が進むなか、人材確保が難しい状況にあります。本会も同様であり、今後の介護事業の在り方について検討してまいります。

最後に、経営管理の強化、各種事業の適切な運営、働き方改革の対応や財務規律の強化などに取り組むとともに、地域に信頼される社会福祉法人の運営推進に努めます。

重点目標

1 信頼される法人経営

地域福祉を推進する中核組織として、経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組の実施に対し、地域に信頼される法人経営に努めます。

事業継続計画を基に教育・訓練を実施し、災害時において事業継続が可能となる体制づくりに努めます。

介護事業においては、利用者の人権、虐待防止、感染症の発生やまん延防止等のため、必要な体制整備に努めます。

2 共に暮らす地域づくり

住民の主体的な福祉活動が行われるようボランティアセンターにおいて、ボランティアの育成のための講座や地域福祉

講座を開催し、地域福祉にかかわるボランティアの育成や幅広い世代のボランティア活動の参加促進を図ります。また、7つの支会活動をさらに推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを支援します。

行政と連携を図り、第3期岩倉市地域福祉計画並びに地域福祉活動計画の推進に努めるとともに、地域共生社会の実現に向け、本会事業と市受託事業である地域包括支援センター事業、生活支援コーディネーター事業とも一体的に地域課題に取り組む体制づくりに努めます。

3 介護事業継続の検討

介護事業は、超高齢社会の進展により需要は拡大していますが、人手不足は深刻であります。本会の訪問介護事業、居宅介護支援事業とも人員減少により今後の事業の在り方、介護事業の継続について検討します。

事業内容

第1 社会福祉事業

1 法人運営事業

信頼される法人経営を推進するため、以下の事業を実施します。

(1) 法人運営事業



- ア 理事会及び評議員会の適切な運営
 - イ 会員の加入促進による安定した自
主財源の確保
 - ウ 研修等による職員の人材育成
 - エ 広報紙の発行（共同募金配分金
事業）と、市広報及び報道機関等へ
の各種事業紹介やホームページでの
啓発及び各種事業紹介
 - オ 福祉サービスに対する苦情への適
切な対応と第三者委員会の開催力
個人情報保護の周知・徹底化キ 働
き方改革の推進
 - ク 事業継続計画の教育・訓練の実施
- (2) その他
- ア 尾張部社会福祉事業連絡協議会との
連携、協力
 - イ 三市二町社会福祉協議会連絡協議会
との連携、協力

2 地域福祉活動推進事業

地域福祉活動の推進組織として市域を
7つの小地域に区分し地域の実情に応じ
て住民自らが主体となる福祉活動を推進
することを目的に以下の事業を実施しま
す。

- (1) 支会活動事業
- ア 支会活動
推進委員会の開催
 - イ 地域住民による地域の実情に合わ
せた支会活動の推進

- ウ 使用済み切手等の収集活

(2) 福祉機器貸出事業

- ア 在宅介護用福祉機器等の貸出
- イ 福祉車両の貸出

3 地域福祉計画推進事業（市受託事業）

岩倉市地域福祉計画の推進のため以下の
事業を実施します。

- (1) 第3期地域福祉計画並びに地域福祉活
動計画の推進
- (2) 地域つながりづくり会議の推進
- (3) いわくらあんしんねっとの推進

4 ボランティアセンター運営事業

- (1) ボランティアセンター事業
- 住民のボランティアに関する理解と関心
を深めるとともに、ボランティアの育成
と活動支援、ボランティア活動に必要な
連絡調整を行い、もって地域の社会福祉
の増進に資することを目的に以下の事業
を実施します。

- ア ボランティアセンター運営委員会の開
催（共同募金配分金事業）
- イ ボランティ
ア養成講座の開催（共同募金配分金事
業）
- ウ ボランティア相談・登録・あっせ
ん活動
- エ 各種ボランティア活動団体への支援・
協力



- オ ボランティア連絡協議会への支援
(共同募金配分金事業)・協力カボ
ランティア活動用品貸出、レクリエー
ション用品貸出
- キ ボランティア活動保険の受付窓口ク
福祉フェスティバルの開催 (共同募金配
分金事業)
- ケ 災害ボランティア活動事業
- (ア) 災害ボランティアセンターの設
置訓練
- (イ) 災害ボランティアセンター運営
資機材の整備
- (ウ) 災害ボランティア活動に関する
支援
- (エ) あいち災害ボランティアセンタ
一運営システム構築 (県社協事業)
の情報通信技術 (ICT : Information
and Communication Technology)
- の活用
- (オ) 岩倉市と共にによる災害ボランテ
ィア講座の開催
- コ 西尾張ブロックボランティアフェス
ティバルへの協力・参加
- (2) 福祉教育事業
- 市内小中学校を福祉協力校に指定
し、手話をはじめとする体験学習を実
施する福祉実践教室をはじめ、福祉へ

の理解と関心を深めることを目的に以下
の事業を実施します。

- ア 福祉実践教室の開催 (共同募金配分
金事業)
- イ 青少年等ボランティア福祉体験学
習の開催 (県社会福祉協議会事業) ウ
福祉体験作文コンクール (県社会福祉協
議会事業)
- いきいき介護サポート事業 令和6年
度で終了

5 共同募金配分金事業

赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい
運動による配分金を活用し、地域福祉推進
のため以下の事業を実施します。

- (1) 高齢者福祉事業
- ア 老人クラブへの助成
- (2) 障害者福祉事業
- ア スポーツフェスティバルの開催イ
夢コンサートの開催
- ウ ニューミックステニス大会への助成
- エ おもちゃ図書館の運営
- (3) 児童・青少年福祉事業
- ア 福祉実践教室の開催 (再掲)
- (4) 福祉育成・援助事業
- ア 広報紙の発行 (再掲) イ
火災住居への見舞金 (5) ボラ
ンティア育成事業



ア ボランティアセンターの運営

(再掲)

イ ボランティア養成講座等の開催

(再掲)

(6) 各種福祉団体等への助成事業

(7) 歳末たすけあい配分金事業

ひとり暮らし高齢者事業

イ 介護者手当受給者への義援金等の
配付ウ 児童福祉施設通所者へ義援金等の
配付

エ 子ども食堂への助成

6 資金貸付事業

低所得者、障害者又は高齢者に対し、
経済的自立及び生活意欲の助長促進並び
に在宅福祉及び社会参加の促進を図り、
安定した生活を送れるようにすることを
目的に資金の貸付と必要な相談支援を行
うため、以下の事業を実施します。

(1) 貸付

相談支援業務

(2) 生活福祉資金貸付事業（県社会福
祉協議会受託事業）ア 総合支援資
金貸付イ 福祉資金貸付

ウ 緊急小口資金特例貸付償還事務

(3) くらし資金貸付事業

(4) 出産資金貸付事業

(5) 法外貸付事業

7 福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者
等のうち判断能力の不十分な人であっても
福祉サービスの利用が適切に利用できるよ
う利用者との契約に基づき、生活支援員な
どによる自立生活を支援することを目的に
以下の事業を実施します。

(1) 日常生活自立支援事業の推進（県社会福
祉協議会受託事業）

8 訪問介護事業（介護保険法等）

介護保険法、母子及び父子並びに寡婦福
祉法、児童福祉法に基づき、訪問介護を必
要とする人に対し、その居宅において、住
み慣れた地域で安心して生活が送れるよう
以下の事業を実施します。

(1) 訪問介護事業（介護保険事業）

(2) 第一号訪問事業（介護予防・日常生活
支援総合事業）

(3) ひとり親家庭等日常生活支援事業

(市受託事業 母子及び父子並びに寡婦
福祉法))(4) 子育て世帯訪問支援事業（市受託事業
児童福祉法）(5) 虐待防止と身体拘束適正化のための対
策検討委員会(6) 感染症の予防とまん延防止のための対
策検討委員会



- (7) 愛知県ホームヘルパー連絡協議会への協力・参加

- (3) 虐待防止と身体拘束適正化のための対策検討委員会
(4) 感染症の予防とまん延防止のための対策検討委員会

9 障害福祉サービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、訪問介護を必要とする人に対し、その居宅において、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう以下の事業を実施します。

- (1) 居宅介護事業
(2) 移動支援事業
(3) 虐待防止と身体拘束適正化のための対策検討委員会
(4) 感染症の予防とまん延防止のための対策検討委員会

10 居宅介護支援事業（介護保険法）

介護保険法に基づき、要介護認定者、要支援認定者、事業対象者に対し、介護に関するサービス計画を作成し、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、介護サービスやその他保健医療サービス、福祉サービスが適切に利用することができるよう以下の事業を実施します。

- (1) 居宅介護支援事業
(2) 介護予防支援事業（地域包括支援センター受託事業）

11 生活支援コーディネーター事業（市受託事業）

高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進することを目的に支援ニースの把握、関係機関との連携を図るなどの事業を実施します。

12 基金運営事業

地域福祉の増進の寄与、介護事業の運営の安定を目的に基金の適切な運営に努めます。

- (1) 社会福祉基金運営事業
(2) 介護運用積立基金運営事業

第2 公益事業

1 岩倉市ふれあいセンター事業（市受託事業）

岩倉市から平成21

年度から岩倉市ふれあいセンターの指定管理者として5年間の指定を受け、4期目となります。各種団体への利用促進と管理運営のため以下のとおり実施します。

- (1) 利用許可等に関する業務



令和7年4月からインターネットによる施設予約システム開始

(2) 維持管理に関する業務

(3) 利用者懇談会の開催

2 岩倉市地域包括支援センター事業 (市受託事業)

高齢者を対象に住み慣れた地域で安心して暮らせるよう幅広い支援を行うことを目的に以下の事業を実施します。

(1) 地域支援事業

ア 包括的支援事業

イ 地域包括ケアシステムの推進

ウ 認知症初期集中支援チーム

(2) 予防支援事業 (指定介護予防支援事業)

(3) 虐待防止と身体拘束適正化のための対策検討委員会

(4) 感染症の予防とまん延防止のための対策検討委員会

3 岩倉東部地域包括支援センター事業 (市受託事業)

高齢者を対象に住み慣れた地域で安心して暮らせるよう幅広い支援を行うことを目的に以下の事業を実施します。

(1) 地域支援事業

ア 包括的支援事業

イ 地域包括ケアシステムの推進

ウ 認知症初期集中支援チーム

エ 認知症地域支援推進員

(2) 予防支援事業 (指定介護予防支援事業)

(3) 虐待防止と身体拘束適正化のための対策検討委員会

(4) 感染症の予防とまん延防止のための対策検討委員会